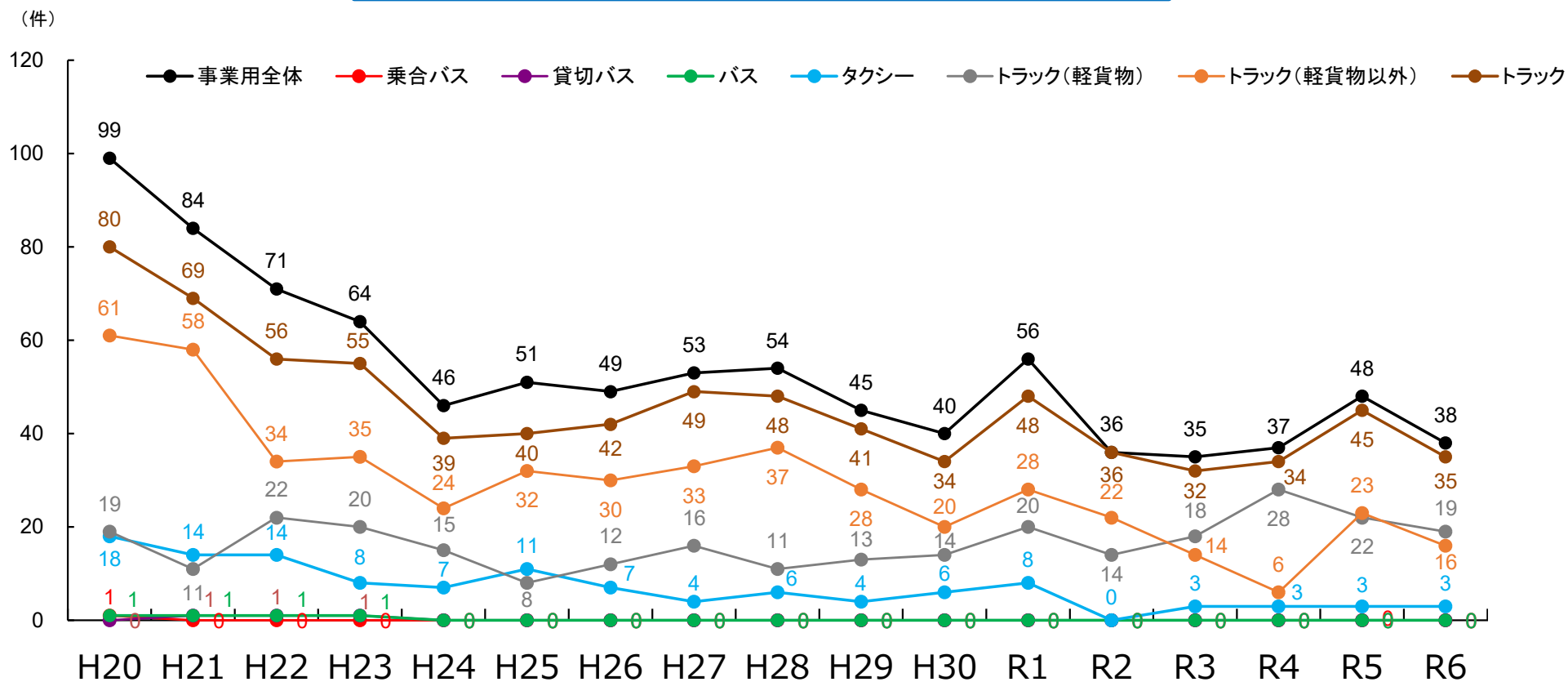


# 飲酒運転防止に係る国土交通省の取組

---

○ 事業用自動車による令和6年の飲酒運転事故件数は38件で、その内35件がトラックにおける事故。

## 飲酒運転による事業用自動車の交通事故



出典：（公財）交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

## 自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアルの作成・周知(令和6年3月公表)



- 1章: 飲酒運転防止対策の必要性
- 2章: 事業者による運転者へのアルコール依存症の把握
- 3章: スクリーニング検査
- 4章: アルコール依存症検査における事業者の対応

↓

### 簡易スクリーニング検査 (Audit) 等の推奨

## 自動車運送事業における飲酒運転に対する行政処分基準の強化(令和6年10月施行)

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車  
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が当該運転者に対して飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反の場合(令和6年10月より新設)

初違反 100日車  
再違反 200日車

事業者が当該運転者に対して飲酒運転防止に係る指導監督義務違反の場合(令和6年10月より新設)

初違反 100日車  
再違反 200日車

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して  
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ、事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して  
7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して  
3日間の事業停止

## 事故報告規則の改正により重大事故発生時における報告事項として、アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況等を追加(令和7年4月施行)

|                           |   |
|---------------------------|---|
| ☆氏名                       | 才   |
| ☆年齢                       | 月   |
| ☆経験年数                     | 年   |
| 本務・臨時の別                   | 1 本務 2 臨時   |
| 自動車の運転を職業とする者には勤務状況       | ☆事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数 日<br>☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離 時間 km<br>☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計 勤務日数 日 乗務距離 km |
| 損害の程度                     | 1 死亡 2 重傷 3 軽傷  |
| シートベルトの着用状況               | 1 着用 2 非着用 3 非装備  |
| ☆ 交替運転者の配置                | 1 有 (交替後の乗務時間及び乗務距離) 時間 km 2 無  |
| ☆ アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況 | 1 有 (最近の受診年月日) 年 月 日 2 無  |
| ☆ 飲酒の時点及びその飲酒量            | 1 運行前 (飲酒量) 2 運行中   |
| ☆ 過去3年間の事故の状況             | (過去3年間の事故件数) 年 月 日 件  |
| ☆ 過去3年間の道路交通法の違反の状況       | (過去3年間の違反件数) 年 月 日 件  |
| ☆ 過去3年間の適性診断の受診状況         | 1 有 (最近の受診年月日) 年 月 日 2 無 (適性診断受診場所)   |
| ☆ 最近の健康診断の受診年月日           | (最近の受診年月日) 年 月 日  |

## 事業用自動車へのアルコール・インターロック装置の導入補助を実施(令和4年度~)

補助率: 1/2  
補助上限額: 100,000円

※中小企業者に限る。但し、貸切バス事業者に限り大企業も対象。その場合の補助率、補助上限額は次のとおり。  
補助率: 1/3 補助上限額: 67,000円

